

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター（以下「中央児童相談所等」という。）の調理及び調理に付随する業務の委託について、次のとおり受託者を公募する。

1 事業の概要

- (1) 業務名称 和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務
- (2) 事業の目的

中央児童相談所等の一時保護所の入所児童等の健康保持増進に必要な給食を提供し、楽しい食事によって情緒の安定を図るとともに、給食を通じて望ましい食習慣の体得と栄養や衛生の知識を高める等、入所児童等の健康管理及び生活指導の一環とすることを目的とする。

- (3) 業務内容

受託者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

中央児童相談所の厨房において、入所児童等への給食を調理し提供する。詳細は、別添仕様書による。

（参考）提供食数実績

令和3年度	20,994食（朝食6,979食、昼食7,170食、夕食6,845食）
令和4年度	23,357食（朝食7,739食、昼食7,936食、夕食7,582食）
令和5年度	28,544食（朝食9,623食、昼食9,394食、夕食9,527食）
令和6年度	25,598食（朝食8,643食、昼食8,349食、夕食8,606食）
令和7年度	11月末現在 15,586食（朝食5,275食、昼食5,093食、夕食5,218食）

- (4) 実施場所

- ① 名 称 和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター（厨房ほか）
- ② 所 在 地 和歌山市毛見1437番地218
- ③ 電話番号 073-445-5311 / F A X 073-446-0036

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、次に掲げる場合には契約解除がある。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、委託業務を遂行する見込みがないと県が認めたとき。
- (2) 委託業務について不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により、県若しくは第三者に重大な損害を与えたとき。
- (4) 委託業務について法令等に違反する行為があったとき。
- (5) (1)から(4)のほか、本契約に違反したとき。

3 委託額

- (1) 県からの委託料は、月単位に支払うものとする。提案額（上限額と下限額）については、企画書類等作成要領（2）見積書のとおりとする。ただし、令和8年度和歌山県予算の成立動向によっては、これを変更することがある。

(2) 委託者と受託者の経費の負担区分については、仕様書の別紙4のとおりとする。

4 選定委員会の設置

応募者から提出された企画提案書を審査し、効果的かつ円滑に業務が遂行できると認められる委託候補者を公平に選考するために、「和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 一時保護所入所児童等にかかる給食の重要性を認識し、調理業務の運営実績や組織形態からみて、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる業者を、別途定める「和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託公募型プロポーザル審査要項」に基づき公募を実施し、選定委員会における審査の結果、最も評価が高いと認められる者を委託候補者として選定する。

なお、選定までの間、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員に接触したり、応募者のPR資料等を送付することにより、自らを有利に又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じる。

○和歌山県中央児童相談所・和歌山県DV相談支援センター調理業務委託業者選定委員会の構成

所属・職	
委員長	和歌山県中央児童相談所長
副委員長	和歌山県DV相談支援センター所長
委 員	和歌山県中央児童相談所一時保護課長
委 員	和歌山県DV相談支援センター相談支援課長
委 員	和歌山県環境生活部生活衛生課食品衛生班指導担当者
委 員	和歌山県福祉保健部健康推進課健康対策班栄養指導担当者

(2) 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施する。

ア 応募資格要件事前審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての者を対象として、本実施要項6 応募資格に関する事項、1 1

(4) 提出書類及び1 2 (1) 応募申請書類及び企画書類の要件に適合しているかどうかについて、事前審査を行う。

イ 事前審査の結果は、応募者に応募資格要件適格通知書または、応募資格要件不適格通知書において通知する。応募資格要件不適格通知書を受け取った者は、プレゼンテーションの審査会に参加できない。

(3) 事前審査結果に対する説明

ア 応募資格要件不適格通知書を受け取った者は、実施機関に対しその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明は、令和8年2月27日（金）までに書面により求めるものとする。

ウ アの書面の提出先は8 (2) 配付場所に同じ。

エ 説明を求めた者に対しては、アの書面を受理した日から原則として3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。

6 応募資格に関する事項

- 次に掲げるすべての要件を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「13給食」、小分類が「2学校給食」であること。
 - (4) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
 - (7) 栄養士が1名以上所属していること。また調理師資格を有し、かつ1年以上の業務経験を持つ者が1名以上所属していること。
 - (8) 公募日から過去5年間において、本業務と同種同規模以上の契約実績を1件以上有する者であること。

7 公募型プロポーザル実施各日程

- ア 実施要項等の配付 令和8年1月6日（火）から令和8年1月20日（火）まで
- イ 現地説明会申込期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）まで
- ウ 現地説明会 令和8年1月22日（木）午後2時00分
(注) 応募のためには、現地説明会への出席が必要です。
- エ 質問受付期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月27日（火）まで
- オ 応募書類提出期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月6日（金）まで
- カ 応募資格審査（事前確認）結果通知期限 令和8年2月13日（金）
- キ 審査会（プレゼンテーション） 令和8年2月26日（木）
- ク 審査結果の通知 令和8年3月中旬（予定）
- ケ 契約の締結 令和8年4月1日（水）

8 実施要項等の配付及び場所

(1) 配付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間

(2) 配付場所

和歌山県中央児童相談所 総務企画課

〒641-0014 和歌山市毛見1437番地218

電話番号 073-445-5311

FAX 073-446-0036

(3) その他

県のホームページからもダウンロード可。

(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/110401/index.html>)

9 現地説明会の開催

(1) 開催日時 令和8年1月22日（木）午後2時00分

(2) 開催場所 和歌山市毛見1437番地218

和歌山県中央児童相談所 2階 大会議室

(3) 申込方法 令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）午後5時30分までに現地説明会参加申込書（様式第1号）を8（2）の総務企画課へ提出すること。郵送の場合も、1月21日（水）午後5時30分までに必着のこと。

(4) その他

ア プロポーザル参加は、事前の現地説明会への参加が必須要件となるため、現地説明会に出席しない者は、この公募に応募できないものとする。代表者が出席できない場合は、代理人でも可。

イ 参加人数は、1応募者につき3名までとする。

ウ 説明会の内容は、現地見学及び質疑応答。

エ 事前にこの実施要項、審査要項、企画書類等作成要領、仕様書及び様式の内容を確認の上、説明会に持参すること。

オ 現地見学のため、現地説明会参加人数分の帽子、白衣、長靴、マスクを持参すること。

10 実施要項に対する質問の受付

(1) 質問方法 実施要項に対する質問は、令和8年1月6日（火）から令和8年1月27日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に和歌山県中央児童相談所総務企画課に対して書面（様式第2号）により行うものとする。FAX可。FAXの場合は、提出後確認のために8（2）に電話連絡すること。

(2) 回答方法 質問者に対して10（1）の書面を受けた日の翌日から起算して、原則として3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するとともに、受け付けた質問及び回答を取りまとめ、令和8年2月4日（水）までに和歌山県中央児童相談所のホームページにて公表する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、質問者に対してのみ回答する。

(3) その他 本実施要項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 応募申請書及び企画書類の提出

(1) 提出期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出場所 8（2）に同じ。

(3) 提出方法 持参。郵送による場合も、封筒（封筒に申込者の氏名、調達業務の名称及び選考

年月日を表示したもの)に密封した 11 (4) 提出書類を、書留郵便で令和 8 年 2 月 6 日 (金) 午後 5 時 30 分までに、8 (2) の総務企画課へ必着させること。

(4) 提出書類

- ① 応募申請書 (様式第 3 号)
 - ② 事業概要 (様式第 4 号) 及び任意で企業等の概要がわかるもの (パンフレット等)
 - ③ 企画書 (様式第 5 号)
 - ④ 見積書 (様式第 6 号)
 - ⑤ 見積内訳記載事項 (様式第 7 号)
 - ⑥ 応募資格に関する書類
 - ア 人材要件に係るもの
 - ・栄養士、調理師に係る当該免状の写し
 - ・調理師の所属技術者等に係る業務経験 1 年以上の業務経験証明書 (様式第 8 号)
 - イ 実績要件に係るもの
 - ・公募日から過去 5 年間において本業務と同種同規模以上の契約履行実績が分かる 1 件以上の書類 (契約書等) の写し。
- ※「同種同規模」とは、本業務の予定価格の概ね 50 % 以上の契約実績をいう。
- ⑦ 予定献立表 (材料、材料数量、エネルギー等記載)
 - ⑧ 行事食等年間予定表 (季節の行事食と入所児童等が楽しめるイベント食について)
 - ⑨ 営業許可書の写し
 - ⑩ 「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写し
(留意事項)
 - ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めることがある。
 - イ 提案内容の変更等は、11 (1) の期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き替え又は撤回はできない。ただし、申請書の記載事項 (事務所の所在地等) に変更があった場合は、速やかに「応募申請書等記載事項変更届出書」 (様式第 9 号) により届け出ること。

12 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い

(1) 応募申請書類及び企画書類の要件

応募申請書及び企画書類 (以下「申請書類等」という。) は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要。

ア 本実施要項に定める提出期間、提出先及び提出方法に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

- ① 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。
- ② 記載すべき事項が全て記載されていること。
- ③ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 申請書類等の取扱い

ア 申請書類等に記載された個人情報は、審査を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはない。

イ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 県が提示する実施要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権

は、それぞれの応募者に帰属する。

エ 県は、委託業務の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等の複製を作成することができるものとする。

オ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

13 応募にあたっての留意事項

(1) 審査の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し、若しくは委託候補者としての地位を取り消す。

ア 選定委員会委員又は審査手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、本件応募について直接、間接を問わず不正に接触を求める行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件応募について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

エ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に応募事案の内容を意図的に開示した場合

オ 申請書類等に虚偽の記載があった場合

カ 複数の応募申請書又は企画書類を提出した場合

キ 選定の手続きにおいて、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があったと県が認めた場合

ク 応募資格に満たないことが判明した場合

ケ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

コ その他この実施要項に規定する条件に違反した場合

(2) その他

ア 応募の辞退

応募書類等を提出した後に辞退する場合は、「応募申請辞退届出書」（様式第10号）を提出すること。

イ 応募等に係る費用負担

企画提案等応募に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

14 プロポーザル方式による選考の延期又は取り止め等

(1) 天災地変その他やむを得ない事由を生じたときは、プロポーザル方式による審査を延期し、又は取り止めことがある。

(2) 応募者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合でプロポーザル方式による審査を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、この審査を延期し、又はこれを廃止することがある。

15 審査決定後の契約締結

選定された事業者と県との協議により随意契約を締結する。

16 契約保証金について

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。
- ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
- イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、次に定めるところによる。
- (ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保 同条各号に規定する金額
- (イ) 保証事業会社の保証 保証証書に記載された保証金額
- ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (ア) 契約を締結する者が、保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
： 契約を締結する者は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。
- (イ) 契約を締結する者が過去2箇年の間に国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
： 契約を締結する者は、契約保証金免除申請書（様式第11号）により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。